

西宮市乳幼児健康相談事業実施要綱

(目的)

第1条 近年母子をとりまく社会環境が核家族化、住宅の高層化、都市化等大きく変化しており、育児環境の孤立化による様々な問題が生じている。身近な保健福祉センターや保護者と乳幼児の生活の場である地域に出向いて、日々の生活に沿った具体的な育児への援助・指導を行い、保護者の育児不安を解消し精神的安定を図ることにより、乳幼児の健全な成長を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 乳幼児及びその保護者

(実施場所)

第3条 乳幼児健康相談は、保健福祉センター、児童館等で実施する。

(実施方法)

第4条 乳幼児健康相談は次に定めるところにより実施する。

- (1) 乳幼児健康相談の内容は、発育・発達の確認、育児指導、栄養指導等とする。
- (2) 乳幼児健康相談は、保健師、栄養士、事務職員、委託看護師等によって行う。

(周知方法)

第5条 乳幼児健康相談の実施にあたっては、市政ニュース等で広報するとともに、家庭訪問、4か月児健康診査及び電話相談等において必要な保護者に対して案内する。

(規定外事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成元年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成14年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。